

## 淡路花博 25 周年記念事業実行委員会会則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この会則は、淡路花博 25 周年記念事業実行委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (名称)

第2条 本会は、「淡路花博 25 周年記念事業実行委員会」と称する。

#### (目的)

第3条 本会は、「淡路花博 25 周年記念事業（祭典）」（以下、「祭典」という。）の円滑な開催を図ることを目的とする。

#### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 祭典の開催及び運営に必要な企画並びに準備に関すること。
- (2) 祭典の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他事業の目的を達成するために必要な事項に関すること。

#### (組織)

第5条 本会は、名誉会長、委員長、委員及び監事により構成する。

- (1) 名誉会長は兵庫県知事をもって充てる。
- (2) 委員長は一般財団法人淡路島くにうみ協会理事長をもって充てる。
- (3) 委員は別表に掲げる者をもって充てる。
- (4) 監事は一般財団法人淡路島くにうみ協会監事をもって充てる。

#### (職務)

第6条 名誉会長は、重要な会務について委員長の諮問に応じるとともに、必要に応じて委員長に意見を述べることができる。

- 2 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指命する委員がその職務を代理する。
- 4 監事は、委員長及び委員の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

#### (会議)

第7条 本会の会議（以下、「会議」という。）は、第5条各号に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 会議においては、次に掲げる事項を審議し、決定する。
  - (1) 祭典の事業計画及び実施報告に関すること。
  - (2) 本会会則の制定及び変更に関すること。
  - (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) 事務局への委任事項に関すること。
  - (5) その他重要な事項に関すること。
- 4 名誉会長は、議決に加わる権利を有しない。
- 5 委員会の議事は、出席委員（名誉会長を除く。）の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。
- 6 委員が、本会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 7 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を認めることができる。

#### (報酬)

第8条 名誉会長、委員長及び委員の報酬は無給とする。

- 2 名誉会長、委員長及び委員が、実行委員会の職務を行うために会議に出席し、又は旅行した

ときは旅費を支給する。

3 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)及び委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の規定により支給する。

## 第2章 専決処分

(委員長の専決処分)

第9条 委員長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、その議決すべき事項について、専決処分を行うことができる。

第10条 委員長は、前項の規定により専決処分を行ったときは、これを次回の会議において報告し、承認を受けなければならない。

## 第3章 事務局

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するために、一般財団法人淡路島くにうみ協会内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 第4章 顧問

(顧問)

第12条 本会に対し、必要に応じて助言を行う「顧問」を置くことができる。

2 顧問に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 第5章 企画委員会

(企画委員会)

第13条 祭典の実施に向け、企画案の立案及び事業実施に向けた監修を行うため、本会に「企画委員会」を置くことができる。

2 企画委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計)

第14条 本会の経費は、交付金およびその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 第7章 解散

(解散)

第15条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産)

第16条 本会が解散する際に存する残余財産の処分については、会議の承認を得て、処理するものとする。

## 第8章 補則

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に際し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附則

この会則は、令和5年10月1日から施行する。

## 別表

## 淡路花博 25 周年記念事業実行委員会・委員

名誉会長	兵庫県知事
委員長	(一財) 淡路島くにうみ協会 理事長
委員	あわじオーブンガーデン実行委員会会長 淡路おみなの会会長 あわじ環境未来島構想推進協議会会長 淡路交通(株) 代表取締役社長 淡路市商工会会長 淡路市長 (一社) 淡路島観光協会会長 (一財) 淡路島くにうみ協会副理事長 淡路島水産加工業協同組合代表理事組合長 あわじ島農業協同組合代表理事組合長 淡路島酪農農業協同組合代表理事組合長 淡路消費者団体連絡協議会会長 (一社) 淡路水交会会長 (一社) 淡路青年会議所理事長 淡路造園緑化組合組合長 淡路畜産農業協同組合連合会代表理事長 淡路地区連合自治会会长 淡路日の出農業協同組合代表理事組合長 淡路ふるさと塾塾頭 淡路ブロックいづみ会連絡協議会会長 特定非営利活動法人あわじ緑花協会理事長 伊弉諾神宮宮司 「環境立島淡路」島民会議会長 関西エアポート(株) 代表取締役社長 CEO (一財) 関西観光本部専務理事 郷土振興調査会代表会長 (一財) 神戸観光局専務理事 神戸旅客船協会会长 国際ソロプチミスト淡路会長 国土交通省近畿地方整備局建政部長 五色町商工会会長 (株) サンテレビジョン代表取締役社長 山陽電気鉄道(株) 取締役常務執行役員鉄道事業本部長 神姫バス(株) 代表取締役社長 洲本温泉観光旅館連盟「女将の会」会長 洲本市消費者協会会长 洲本市長 洲本商工会議所会頭 生活研究グループ北淡路つたの会会长 全国農業協同組合連合会兵庫県本部県本部長 認定特定非営利活動法人ソーシャルデザインセンター淡路理事長 西日本ジェイアールバス(株) 代表取締役社長 西日本旅客鉄道(株) 理事近畿統括本部副本部長近畿統括本部兵庫支社長 (一社) 日本造園建設業協会兵庫県支部長

	<p>日本放送協会神戸放送局局長 (一社) 日本旅行業協会関西支部兵庫地区委員会委員長 (公社) ひょうご観光本部理事長 兵庫県淡路県民局長 (公財) 兵庫県園芸・公園協会理事長 兵庫県花卉協会会长 兵庫県議會議員 (淡路市) 兵庫県議會議員 (洲本市) 兵庫県議會議員 (南あわじ市) 兵庫県教育長 兵庫県漁業協同組合連合会代表理事長 兵庫県公営企業管理者 兵庫県造園緑化組合連合会会长 (公社) 兵庫県畜産協会会长理事 兵庫県農業協同組合中央会代表理事長 (公社) 兵庫県バス協会会长 (公社) 兵庫県物産協会会长 兵庫県まちづくり部長 兵庫県養鶏協会会长理事 兵庫県酪農農業協同組合代表理事組合長 兵庫県立淡路景観園芸学校学長 兵庫県立人と自然の博物館館長 (一社) 兵庫県旅行業協会会长 兵庫県旅行業協同組合理事長 ひょうごの美味し風土拡大協議会会长 本四海峡バス (株) 代表取締役社長 本州四国連絡高速道路 (株) 地域連携部部長 南あわじ市商工会会長 南あわじ市消費者協会会长 南あわじ市長 南淡路生活研究グループ連絡協議会会长 (株) 夢舞台代表取締役社長</p>
--	--

(※50音順)